

質問第百九号

あんま師鍼師等に改築資材特配の件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年五月六日

小林 勝馬

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年五月十日

あんま師鍼師等に改築資材特配の件に関する質問主意書

政府は今回法律の実施を見た、あんま師等に対し治療所の設備を規定したるも、之等業者十数万人の内極少数者のみは改善の能力を有するも、業者には困窮者、盲者等特殊事情者多くその上大部分が都市居住者のため戦災の被害も又多く、現今の物資不足高物價の時節に改築に要する資材の入手に困難を來してゐる現状で在り(昭和二十五年迄猶予期限あるも)、政府においても前記諸事情御明察の上、之等業者に対し材料(窓硝子、木材等)の特配をなし得る道を講じて、法律の治療所の設備規定の完全実施を期すべきであると思ふが、政府の所見如何。

右書面答弁を求む。